

令和6年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会 議事録

1 日 時： 令和6年7月31日（水）午後1時57分～午後3時27分

2 場 所： 千葉市役所4階 L会議室401

3 出席者：

（1）委 員 石井慎一委員（部会長）、観音寺拓也委員、望月悦子委員、関根秀子委員、
木下剛委員

（2）事務局

（都 市 局）鹿子木局長

（都市総務課）佐藤課長、瀧本課長補佐、舘主査、池本主任主事

（公園緑地部）小川部長

（公園管理課）佐野運営調整担当課長、和田主査、黒瀧主任技師

（緑公園緑地事務所）植木所長、山崎主査、加藤主任技師

4 議 題：

（1）昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等について

5 議事概要：

（1）昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について審議した。

午後 1時57 開会

【都市総務課長補佐】 それでは、皆様、委員の皆様、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、令和6年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を開催いたします。

本日の司会進行を務めます都市総務課課長補佐の瀧本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、5名全ての委員の皆様に御出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により本会議は成立しております。

開会に当たりまして都市局長の鹿子木より御挨拶申し上げます。

局長、よろしくお願いいたします。

【都市局長】 皆様こんにちは。この7月に都市局長に着任しました鹿子木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回のスポーツ部会に引き続きということなので、前回も御挨拶させていただいた先生もいらっしゃいますけれども、また引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から千葉市政の発展に向けて厚く御協力賜りまして、お礼申し上げます。

今日は、昭和の森の公募に係る募集条件や審査基準につきまして御審議いただく予定です。

昭和の森は市内では最大、県内でも有数の規模を誇る総合公園でございます。令和2年4月から指定管理者制度を導入し、指定管理者が持つノウハウを活用してもらうことで事業内容を充実させ、自主事業の提案等による市民サービスの向上や利便性向上、経営努力による管理経費の低減を図ってまいりましたが、今後もよりよい管理運営を実施していきたいと考えておりますので、皆様より本日は忌憚のない意見を頂戴できればというふうに思っております。本日の御意見、御提案につきましては、今後の募集選定に反映させたいと考えてございます。

以上、簡単ですが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

【都市総務課長補佐】 都市局長鹿子木につきましては、本日所用がございますため、これを持ちまして退席とさせていただきます。

【都市局長】 失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(都市局長 退室)

【都市総務課長補佐】 それでは、議事に入る前に会議の公開及び議事録の作成について御説明いたします。

お手元の資料3、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてを御覧ください。

本日の会議は、1、会議の公開の取扱いの(1)ただし書きアにより非公開としておりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)及び(3)部会の会議への準用により、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認により確定させていただきます。なお、事業者の選定後、公開とする予定でございますので、御了承願います。

それでは、ここからは石井部会長に議事を進行していただきます。石井部会長、よろしくお願いいたします。

【石井部会長】 石井です。それでは議事進行させていただきます。会議を円滑に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議題(1)昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてに入ります。

事務局より御説明をお願いいたします。

【公園管理課運営調整担当課長】 公園管理課の佐野と申します。私の方から御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

昭和の森の公募に関する募集要項ほか各種資料の御説明となります。お手元の資料6-1から6-7まで私のほうで御説明をさせていただきます。

まず、資料6-1の募集要項から御覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。

早速で恐縮なのですが、目次の項目の1番から今14番まで振ってあるのですが、「13」、「14」のところを「12」、「13」に修正いただければと思います。申し訳ございません。

御説明につきましては、資料のボリュームもございますので、前回から変更した点を中心に御説明させていただきたいと思います。

では、1ページのほうを御覧いただきたいと思います。

初めに、1の指定管理者募集の趣旨です。

指定管理者制度導入の目的や期待する効果、根拠法令等について記載しております。

その下の2の募集要項等の定義では、本要綱の取扱いと、あと募集要項で併せて配付する資料の説明を行なっております。

2ページをお開きください。3の公募の概要です。

(1)の管理対象施設及び管理対象区域ですが、これにつきましては、資料6-6を御覧いただけますでしょうか。昭和の森の指定管理区域と表題を打ってある資料となりますけれども、この図面の中の赤い線で囲んだ区域が指定管理者による管理運営を行う区域としております。一部、フォレストビレッジですとか、球技場、庭球場といった施設がありまして、こちらにつきましては、それぞれ民間事業者、それから別の指定管理者がおりますので、これらの区域を除いた区域が、この指定管理の対象となります。

続きまして、元の場所に戻っていただきたいと思います。 (2)の指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。

(3)の業務内容です。指定期間内の本施設の管理運営業務となります。

(4)の選定の手順ですけれども、この募集要項に記載のほか、その前の資料5のほうに全体の流れをフローチャートでお示ししておりますので、併せて御参照いただければと思います。

まず、募集要項の公表・配布ですけれども、来月8月9日に開始いたします。募集要項等に関する説明会を8月21日に予定しておりまして、昭和の森の中にある千葉市の緑公園緑地事務所のほうで開催いたします。この説明会の翌日、22日から9月3日までの間に質問を受け付けます。回答につきましては、9月10日に行います。指定申請書の提出については、9月24日から30日までということで、以上8月9日の募集要項の公表から受付最終日の9月30日までの期間は公表日を含めて53日間を確保しております。申請書の受付後ですが、順次1次審査として、応募要件等の審査を行います。その結果、失格となった申請者には10月中旬に通知を予定しています。1次審査を通過した申請者については、委員の皆様によるヒアリングと審査・選定を行っていただきます。日程としましては10月28日を予定しております。選定結果については11月上旬に通知しまして、指定管理予定候補者となった法人等と11月中に仮協定を締結する予定としております。また、指定管理者の指定には議会の議決が必要となります。12月に予定されている令和6年第4回定例会に指定議案を提出し、可決されましたら、来年の1月、正式に指定管理者に指定しまして、基本協定を締結します。

隣の3ページを御覧ください。4の管理対象施設の概要です。

(1)の設置目的等に、法令上の設置目的と本施設のビジョン、ミッションをお示ししてお

ります。基本的に、現在の指定管理から方針の大きな変更はないですが、これまでの自然環境の保全を先出しした書きぶりから、公園の特徴ともなっている自然環境を保全しつつも、市民利用を積極的に進めていく書きぶりに修正を行っております。

現在のビジョン、ミッションと比較した資料として、お手元に補足資料の1を配付しておりますので、そちらのほうも御参照いただければと思います。部分的な修正ではないので、下線でこう変わりましたという説明ができていなくて見づらいかもしれません。参考にいただければと思います。

現在のビジョンでは、豊かな自然の中で活動や体験の場の提供と自然環境の保全に対する意識の普及啓発、多様な生物の保全と次代への継承、千葉市東部のにぎわい創出と都市圏の全体の発展に寄与する、として、比較的自然環境の保全に重きを置いた書きぶりとしておりましたが、今回は様々な活動を通じて自然に親しめる場所を提供して、幅広い利用者層を誘致すること、豊かな自然を背景とした公園の魅力を維持しつつ、市民のいこいの場やスポーツの場などとして地域コミュニケーションやスポーツ振興、地域活性化に寄与すること、そして自然環境や動植物の多様性を保全して自然環境の保全に対する意識の普及啓発活動を図ることとして、豊かな自然を擁する本公園の魅力をしっかりと維持して、公園の特徴を生かした市民の利用を積極的に進めていく方向性を強調する修正を行っております。

ミッションについても、ビジョンの記載に合わせて表現などの修正を行っております。

次に、その下の特徴です。本施設が自然豊かで高台にある景勝地であることは従前のとおり記載しておりますが、歴史的遺構についても触れて、自然と歴史に触れることができる公園である旨の追記を行っております。

では、4ページのほうを御覧ください。

(3)の施設の概要です。施設の名称、所在地、開設年月日と面積を記載しております。

その下の(4)、指定管理者制度導入に関する市の考え方では、指定管理者制度導入により期待される効果のほか、市が設定する成果指標と数値目標を記載しております。

その下に表がございますが、そちらを御覧いただきますと、成果指標は来園者数と講座、教室など、市からの受託事業の参加者数としております。数値目標については、それぞれ51万人以上、それから500人以上としております。目標値については、直近の実績に基づいて定めておりまして、先ほどの補足資料2を御覧いただきたいと思います。昭和の森成果指標数値目標の考え方についてということで、表を幾つか掲載しております。

①の来園者数を御覧いただきますと、令和2年から令和5年の実績値と、右側に平均値を掲

載しております。今回の51万人というのは、令和4年、5年の平均を切り上げた数値としております。

それから、②の市からの受託事業の参加者数の表を御覧いただきたいのですが、各年度の合計値を一番右側に記載しており、令和2年から5年までばらつきがありました。今回の目標値は、直近の4年度が478人ということで、この数値を切り上げて設定しております。

では、また要綱に戻っていただきまして、5の指定管理者が行う業務の範囲です。この詳細はこの後御説明します、資料6－2管理運営の基準に掲載しておりますので、募集要項は項目のみ記載しております。

まず、（１）の指定管理者の必須業務については、大きく3つございます。施設の貸出しなどを行う施設の運営業務と、園地や植栽、建物、設備などの維持管理業務、そして事業計画や報告書の作成、協定の締結などを行う経営管理業務となっております。

次、隣の5ページを御覧ください。（２）の自主事業として行うことができる事業です。これは指定管理者自らが行う業務で、施設の興業の企画・誘致、売店の運営、飲食・物販などの業務となります。

そして、次の（３）再委託についてですが、指定管理者は管理業務の全部、または大部分、もしくは重要な部分、つまり指定管理者のノウハウを生かすべき部分を第三者に一括して委託することはできない、としております。

最後に（４）、指定管理以外の業務でございますが、緑公園緑地事務所に対する市民などからの問合せの電話がありますが、土日の対応は別途委託を予定している旨を記載しております。

それから、続きまして、6の市の施策との関係です。

この項目については、指定管理者は、公の施設の管理者として業務遂行に当たっては公的な責任を担っておりますので、（１）の施策の理解から2ページ後の7ページまで、（10）施設命名権への協力まで、市と同様に取り組むべきことを示しております。

では、7ページの（11）特別提案ですけれども、ハード、ソフトの両面から従前以上のサービスの提供を提案することのほか、（12）の昭和の森における整備工事等については、指定管理期間中に工事や樹木更新作業などの計画とか、多目的広場への民活導入、多目的広場は公園南側にある広場ですが、民活導入の可能性がありますので、指定管理期間中に区域から除く場合があるということを記載しております。

（13）のその他ですが、市が行う指定管理者に対する研修会に参加することについて記載しております。

次のページの7番、指定管理者の公募手続を御覧ください。冒頭で御説明しましたが、公募手続の詳細となっております。募集要項等に関する説明会の詳細、それから質問受付、回答、それから提出書類の提出、選定委員会によるヒアリング、選定後の手続などについて、10ページまで記載しております。

では、10ページまで飛んでいただきまして、下段になりますが、8の応募に関する事項です。

この項目では、応募資格や共同事業体、それから事業協同組合などでの応募の場合の留意点、失格となる要件、提出書類の詳細などについて記載をしております。

少し飛んで、15ページを御覧ください。9の経理に関する事項です。

(1)の指定管理者の収入として見込まれるものですが、アの利用料金収入については、本施設は利用料金制度を導入しておりますので、有料公園施設の駐車場や貸自転車の料金収入は、指定管理者の収入となります。この利用料金の額は、通常、指定管理期間の切替えに合わせて改定を検討するのですが、今回は人件費や物価の上昇が進む中で、市民生活の影響を考慮して改定しないこととしました。しかし、今後は状況変化に応じて指定管理期間中に料金額を変更する可能性もありますので、資料6-2の管理運営の基準のほうではその旨を記載しております。また、今回から、キャッシュレス決済での支払いも可能とするように記載を行っております。

次に、イの指定管理料ですが、これは管理運営経費から利用料金収入の見込額を除いた差額を委託料として支払うものです。指定期間中の指定管理料の基準額、ここは今、丸になっているかと思うのですが、実は昨日やっと調整がつかまして、今から申し上げる金額を、申し訳ございません、手書きで記載をお願いしたいと思うのですけれども、金額が5年間で5億1,599万円でございます。お手数おかけして申し訳ないのですが、記載をお願いします。

この金額を基に指定管理者は提案書の中で指定管理委託料の額を提示することになります。この基準額は、現在の指定管理における実績額を基にしまして、新たにキャッシュレス化に対応する経費などを上乗せして、物価上昇も考慮して算定しております。結果として、現在よりも年間3,800万円ほどの増となっております。

次に、隣の16ページをお願いします。下段の(5)の利益の還元についてです。考え方は現在の指定管理から変えておりません。剰余金は総収入の10%を超える場合、その差額の2分の1を還元するとしております。

では、隣の17ページをお願いします。10の審査選定、下段になります。

指定管理予定候補者の選定方法と、次の18ページになるのですが、審査基準を掲載しており

ます。この詳細については、また改めて別の資料の説明の中で触れますので、ここでは割愛させていただきます。

では、隣の19ページをお願いします。中段から13のその他となっておりますが、こちらには、業務継続困難となった場合や協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置について記載しておるほか、次の20ページですけれども、（3）リスク分担に関する方針ということで、市と指定管理者のリスク分担表を掲載しております。基本的には現在のもので同一ですが、追加になった項目があります。その表中の中段から少し下、運営費の上昇という項目があるのですが、そちらの真ん中、避難所等の運営等に伴うもの、これを市のリスク分担、これを追記したところが変わった部分となります。

ということで、以上で資料6－1の募集要項の説明を終わります。

続きまして、資料6－2の説明に入りたいと思います。

表紙をめくっていただきますと目次になります。目次が4ページほど続きますが、このようにかなりボリュームのある資料となっておりますので、今同様、順次かいつまんで説明させていただきます。

では、1ページのほうをお開きいただきたいと思います。第1の総則になります。

1の本書の位置づけですけれども、この管理運営の基準の意味合いについて記載しております。2番の管理運営に当たっての基礎的な遵守事項、それから3の指定管理者の業務を実施するに当たっての前提では、（1）で指定管理者制度の目的や趣旨を理解して業務に取り組んでほしいということと、あと（2）のほうで、施設の目的や目指すべき方向性など適正に理解して業務を進めることについてお示ししており、隣のページになりますが、本施設のビジョン、ミッションのほか、成果指標と数値目標を記載しております。

その下、（3）では、市の施策の適正な理解に基づく業務の履行についてということで、募集要項の5ページから7ページにも同様の記載をしてございましたけれども、その同じ内容を本基準でも掲載しております。

では、その記載が終わる6ページの次、7ページをお開きください。第2、施設の概要です。

1の施設概要で公園の概要や特徴について記載しておりますけれども、その後、有料公園施設である駐車場や貸自転車について、施設の開場時間、休場日などのほか、管理運営に当たっての留意事項について記載しております。なお、（1）の昭和の森第1駐車場などの表の下、8ページの中段の注釈なのでございますけれども、年末年始の供用に関して別途手続を行って供用する

よう記載しているんですが、これは駐車場を通年供用とする条例改正を次の9月の第3回定例会で予定をしております、そこで可決されましたら、ここに書いている手続不要で通年営業ということになりますので申し添えます。

では、次の2の指定管理者が管理すべき対象施設ですけれども、別添の指定管理区域図、これは先ほど御覧いただきました資料6-6のことですけれども、その図面の赤い線の枠内で、スポーツ施設やフォレストビレッジを除いた区域が対象となります。

続いて、9ページをお開きください。第3、施設の運営業務です。

1の運営業務の基本方針は、現在の基準から内容の変更はしておりません。

2の運営業務の範囲ですけれども、現在の基準よりも業務項目を詳細に書き出しておるんですが、新たに追加した項目としてはございません。

3の供用時間と供用日ですけれども、これは現在の条例に規定しているとおりの内容を記載しております。

続いて、10ページのほうですけれども、4の市民利用では、本施設の日常的な利用や催物、成果指標に関連しますけれども、その他の利用状況を示す指標の「市長が別に定める大規模な催し」にみどり区ふるさと祭りを位置づけることなどについて記載しております。

では、次の11ページをお願いします。6の利用料金制度導入に当たっての留意点ですけれども、（1）の利用料金の設定では、設定方法や指定管理期間中に改定の可能性がある旨を記載しております、（2）の利用料金の減免では、条例に基づく取扱いのほか、これまで市民の日の無料開放とか、あとボランティアの駐車場の取扱いなどを明文化したものととなります。

（3）の利用料金の徴収・管理では、今後導入していくキャッシュレス決済に関する記載を追加しました。

次に、1ページ飛ばしまして13ページをお願いします。9の施設の貸出し業務です。

現在の基準では、記載していないのですが、業務に当たっての基本的な事項について、（1）基本要件、（2）施設の利用受付、（3）の施設の利用状況の把握の3項目で整理をしております。

14ページを御覧いただきますと、10の接客業務等とありますが、現在の指定管理で把握された管理運営上の細かな留意点を追記しております、（7）の占用許可及び行為許可、それから（8）の、隣のページになりますけれども、放置自転車の取扱いを追記しております。

16ページのほうを御覧ください。一番下に15の災害時の対応とあります。

（1）の災害時の対応の基準の最後、これは17ページのほうになりますけれども、上から五、

六行目のところに、「第1駐車場前トイレ及び第2駐車場前トイレは災害対応トイレとなっている。災害時は必要に応じて災害トイレに切り替えて使用すること」の2行を追記しております。

それから、18ページのほうを御覧いただければと思いますが、これは前のページからの続きで、17の市の受託事業なのですが、このイの項目として、ボランティア団体との協働という項目を追加しております。現在、花壇や稲作、ホテルの生息地の保全など、本施設の管理運営に協力していただいているボランティア団体との関わりについて、団体の概要や資器材の調達などについて記載を追加しております。

次のページの、ウの自然生態系の保全への配慮ですけれども、維持管理に当たっての留意点を記載しております。

少し飛ばしまして22ページをお願いします。4の園地・植栽維持管理業務です。

今回より特に力を入れてほしいということで、園地や植栽の維持管理業務の範囲や実施回数などの基準、実施上の留意点など、市が求める管理水準を詳細に示すこととしまして、次の23ページですけれども、標準的な作業回数や実施場所の例を掲載したほか、次の24ページになりますけれども、下夕田池、公園の中央部に大きな池があるのですが、そちらの池ですとか水路、それからトイレの清掃などについて、また、次の25ページを御覧いただきたいのですが、下段にオの有害鳥獣への対応ということで、近年目撃情報等が頻発しているイノシシなど野生の鳥獣に対する被害の未然防止とか、出没する時の対応に関する記載を追加しております。この記載の中にはまだないのですけれども、実は公園の中には、調整池が1つありまして、そちらが下水道施設としての位置づけもある中で、下水道施設としての管理、公園としての管理ということで、管理者が分かれていますのですね。その管理の内容については、もともと協定があつて、おおよそ決めているのですけれども、詳細な部分の調整が必要な状況になっておりまして、その辺がはっきりしましたら、この項目の中に、トイレ清掃の前か後ぐらいに記載を追加したいというふうに考えております。記載を追加しようとすると、その調整池のエリアにおける指定管理者が行う業務の内容ということになるのですが、基本的には園地・植栽管理業務の範囲ということになってきます。申し訳ございません、そういう状況がございます。

それから、少し飛びますが、35ページのほうを御覧ください。8の関係機関との連絡調整業務ですけれども、(1)の関係機関との調整の中に、本施設に係るスポーツ施設の指定管理者や、管理許可施設の管理者、フォレストビレッジの管理者などとの連絡会を設置するように記載しております。この連絡会は、現在の指定管理者が設置して取り組んでいただいているも

のでして、本施設の円滑な管理運営に必要なものと市としても認識しておりますので、取組を継承していただくという意味で記載をしております。

次の36ページをお願いします。9の指定期間前後の引継業務ですけれども、次期指定管理者への円滑、かつ支障なく業務の遂行を継続しできるよう、通常の場合の引継ぎのほか、指定取消となった場合の引継ぎについても記載を追加しております。

また、その下、第6、その他の重要事項としまして、1の光熱水費等ですけれども、昭和の森の中の指定管理者の事務所は今の緑公園緑地事務所の建物と共用になっておりますけれども、それから今、管理許可を指定管理者が取って運営を行っている売店、そういったものの光熱水費の取扱いについて記載を追加しています。ただ、従前からの運用に変更はございませんので、あくまで明文化したものというふうに御理解をいただければと思います。

では、39ページになります。9の留意事項です。

(1)に今後予定している工事の予定を記載しております。

それから、(2)では、本施設の南側にある多目的広場において民間活力を導入した利活用の検討を進めておりまして、今後、区域から除外する可能性があるということを記載しております。なお、この多目的広場の場所なのですが、資料6-6を改めて御覧いただければと思うのですが、一番下のほうになりますが、黄色く塗り潰している範囲になります。この部分を対象に現在検討しているという状況でございます。

では、40ページのほうに戻っていただきまして、第7、経理に関する事項です。2の指定管理委託料ですが、先ほど募集要項の御説明のとおりでございます。

次のページ、41ページをお願いします。5番、利益の還元についてということで、これについても現在の内容と変更がございません。

以上で、管理運営の基準の説明を終わります。

大変説明が長くなって恐縮なのですが、引き続き資料6-3以降の説明もさせていただきたいと思います。

資料6-3を1枚目だけ御覧いただきますと、これらは指定申請書の様式になっています。ひな形に基づいて作成しているものです。

続きまして、資料6-4を御覧ください。こちらは昭和の森の管理に関する基本協定書ということで、これもあくまでひな形に基づいて作成したものになっております。

最後の資料ですね。資料6-5、選定基準になります。

こちら、表紙をおめくりいただいて、1の審査方式ですけれども、これから御説明する内容

なのですが、2 ページのほうにフローが書いてございますので、そちらを御覧いただきながらお聞きいただければと思うのですけれども、まず、指定管理者募集関係書類の公表ということで、これを8月9日に予定しております。

9月下旬に、指定申請書を含む提案書等の提出を行っていただくようになっております。応募者による提案書類の提出が9月下旬でございますが、提出を受けた後、我々市のほう形式的要件審査というのを行います。これが1次審査になります。提出された提案書に基づいて、その応募資格要件を満たしているかどうかを確認するものでございます。ここで資格に不備があった場合は原則として失格になりまして、2次審査の対象にはなりません。

次に提案内容審査、2次審査でございますが、選定評価委員会にお諮りするもので、各委員のほうで提案書の記載内容等について、本選定基準に示す採点基準に従って審査項目について審査して、採点をしていただきます。なお、管理実績や指定管理委託料の額など、一部の審査項目については事前に事務局のほうで採点を行い、委員会に報告する形となっております。その両者を合算しまして、総得点を算出するというようにしております。そして、総得点が最も高い提案を最優秀提案として、以降、最大第3位順位までの提案書を選定してまいります。総得点の合計が最も高い提案であっても、個別の審査項目において管理運営の基準に示す水準に満たない提案がある場合は、最優秀提案とはせず、失格とする場合があります。この詳細については2 ページの下段以降、2の形式的要件審査や、4 ページ以降の3の提案内容審査に記載しております。

それでは、4 ページの3の提案内容審査を御覧いただきたいと思います。

(1) の審査方法のアの審査項目及び配点です。表のほうになります。これらの項目について、前回の公募と異なっている点は、2の(7)に、2は施設の管理を安定して行う能力を有することの(7)園地・植栽管理の考え方、これを追加しております。それから、このほかに、重視したい項目の配点の見直しや見直しに伴う合計点の増加を行っております。それぞれ見ていくのですが、まず2の(7)の園地・植栽管理の考え方については、本市の特徴である広大な芝生広場、季節の花をはじめとする様々な植栽、水路、トイレなど、園地の植栽の管理は本施設の魅力を維持する上で重要な業務となりますので、先ほど管理運営の基準においても新たな項目を設定して手厚く記載を行った旨を申し上げたところですが、この項目については25点配点としております。

このほか、2の(2)の団体の経営及び財務状況や4の(6)の施設の事業の効果的な実施、それから、6の(6)の特別提案の配点を高めるとともに、5の(2)の管理経費については、

過度なコスト縮減による水準低下を防ぐため、前回の20点から10点に減らしております。

次に、5ページを御覧ください。イの審査項目の配点の考え方でございます。

基本的には、1項目5点を配点としているのですが、一部の項目については、先ほど申し上げたように、重要度を勘案して5点以上の配点を行っております。

続きまして、中段2の各項目の審査・採点方法を御覧ください。審査項目の審査・採点方法について、(ア)の原則ですけれども、一部の審査項目を除いて、下記の表のとおり、AからEまでの5段階評価を行っていただきます。表の注釈として記載しているのですが、過半数の委員がDと評価した項目、または1人以上の委員がEとした場合には、委員会で協議の上、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断していただくことにしております。また全ての委員がEと評価した場合は、この応募者は直ちに失格となります。

6ページを御覧ください。今申し上げた原則の方法によらない審査を行う項目を記載しておりまして、aが委員による評価を行うもの、bが委員による評価を行わないものということで、事務局のほうで評価を行うものになります。これらの項目につきましては別途、審査基準を設けております。

7ページを御覧いただきたいのですが、この7ページから16ページまで審査項目ごとの審査方法を記載しておりまして、原則によらない審査を行う項目については、審査基準と配点を記載しております。例えば、8ページの(2)の団体の経営及び財務状況でございます。こちらについては、前は5点だったのを10点としておりまして、評価のAからEまでの5段階の基準と、それに対応する点数を最高10点として5段階の点数配点を行っております。というような形で、原則によらない方法については審査基準と点数を記載しております。

御説明については、以上となります。よろしくお願いいたします。

【石井部会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら委員の皆様から御発言をお願いいたします。

ちょっと形式的なところなので、最初に私から幾つか聞いてもよろしいでしょうか。

例えば、資料6-1の5ページで、既にお気づきのことなのかもしれないですが、5ページの真ん中辺、(3)再委託についてまでは両括弧のところがゴシックでなっているのですが、(4)だけ違うというのは何か意味はあるんですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 申し訳ございません。フォントの変更を失念しておりました。

た。

【石井部会長】 あと、同じような形のところで、6－2の目次の9の（3）だけ今度はゴシックになっていて、これも訂正ですよ。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい。

【石井部会長】 すみません細かくて、同じく今度は目次の第5の7の（2）施設の利用状況の把握とか、その右側のページの（1）、（2）、（3）、これもフォントを訂正することですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい、訂正いたします。

【石井部会長】 あと、すみません、また見ていて気がついたところで、同じく6－2の16ページの15、災害時の対応の（1）、（2）のフォント、これはどうなのでしょう。

【公園管理課運営調整担当課長】 ここの同様です。特に意味がございませんので、修正いたします。

【望月委員】 13ページの9の（1）基本要件も修正が必要かと思います。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい、おっしゃるとおりです。

【石井部会長】 後で見直して気がついたところがあれば訂正していただくということと、41ページの、40ページから続く管理経費に続くところの（1）から（2）、これはこのままでよい形でしょうか。項目名ではなくてそれぞれでありますから。

その点は、後でほかの部分ももしかしたらあるかもしれませんので、御確認をお願いいたします。

では、委員の皆様、何か御質問あるようでしたらお願いしたいと思います。

観音寺委員どうぞ。

【観音寺委員】 質問というほどではないのですが、ビジョン、ミッションと、あと特徴も含めて、新旧対照表をいただいています。先日現場を見学させていただいて、いろいろと話は聞いていますが、再度このあたりについて、市として昭和の森をどうしていきたいかという方向性というか、ビジョン、ミッション、ここを直したその背景とか、そのあたりについて再度説明いただいてもよろしいですか。

【緑公園緑地事務所】 今までの4年間の中で、委員の先生からもそのビジョン、ミッションに不足があるのではないかというような疑義を何度かいただいております。今回、公募に当たって、このビジョン、ミッションをきちんと、現状に即した内容にきちんと変えようということで、今まで昭和の森の管理とか、当初からの諸先輩方の思いとかというのをヒアリングし

まして、現状の今の使われ方と書きぶり等を調整した中で、特に言われていたのが、今までのやはり自然のこと、自然の保護のことというのが主体のビジョン、ミッションになっていました。実際には、やはり使っていただくための公園という側面が非常に昭和の森においては重要であるというのが共通でありました。その使われ方というのが、この公園内、先日視察していただきましたけれども、とても起伏のある地形の中での多様な使い方で、その季節を楽しんでいただくという、純粹に見るという使われ方、体を動かすという使われ方というような側面があります。それらのものをちゃんと落とし込んでいこうという視点の中で、今回、大幅に書いている内容ですとか、その何が重要かというところに、まず使ってもらおうというのが一番重要であるという考え方のもとで、使ってもらおうことを、まずビジョン、ミッションの一番上に持ってこようというような形で整えています。

【観音寺委員】 はい、ありがとうございます。

【石井部会長】 いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【木下委員】 まず資料6-2の7ページで、第2、施設の概要で、この特徴を追記いただいているところですが、単純にこれは誤字だと思いますが、特徴の第3段落ですか、本市を「代表する」だと思うのですけれども、「代表的する」というふうになっていました、

【木下委員】 細かい点です。補足資料のほうもそうなるので、気づいたのですけれども。

ビジョン、ミッションは、活用というのがメインに押し出されてきていて、大変分かりやすく加筆されているなと思いました。

それから、同じく資料6-2で、園地・植栽の維持管理業務ということで、22ページのところに追記され、これは追記なのですね。それと、先ほど説明があった資料6-5の提案内容審査の4ページですね。指定の基準の審査項目、大項目のところで、2の(7)として園地・植栽管理の考え方というのを追記していただいて、しかも25点という結構な配点をしていただいているところなのですが、確かに改めてあの公園を先日拝見させていただいて、園地・植栽管理がすごく大きなウェイトを占めると思いましたし、当然、技術や植栽管理に関する知識、ノウハウが非常に重要になってくるということを痛感したところなのですが、ああいう提案内容書を書かれたもので審査することは可能ですし、配点も25点ということで結構重視しているんだぞという思いは伝わると思うのですけれども、それが本当にそういう技術をお持ちの企業なのか、あるいはそういう企業と組んでここを管理していただけるのかどうかといったあたり

は、審査の段階でちゃんと審査できるのか、あるいは、要件みたいなところに加えるという考え方も一つの考え方かなとも思ったりしたのですが、さすがに要件までには、そこまで書くべきかどうかというところはちょっと分かりませんが、何らかの形でそういうスクリーニングがあった方がいいなと思うのですが。提案書を書くだけなら、そういった技術をお持ちでない会社であっても、そのときによっていろいろ協力してもらったり、書いてもらったりということを書けると思うのです。実際現場で管理することが、適切な管理ができるのかどうかということ、本当は応募の段階でちゃんとスクリーニングすべきだと思うのですが、その辺をどのように考えておられるかというのを聞きしたいというのが1点です。

それから、2点目は、同じく資料6-2の39ページです。先ほど御説明いただいた多目的広場への民活導入に関わる部分ですが、これは今回の公募で決まった指定管理者が、この多目的広場への民活導入にも参入できるのかどうかということ、をどのようにお考えかというのを聞きしたいと思います。

以上2点です。よろしくお願いします。

【公園管理課運営調整担当課長】 まず、資格要件については、大規模公園の管理を行えるかどうかという要件は盛り込めていないのですが、選定基準の2の(1)で、同種施設の管理運営実績という項目を設定しております。今回、その項目の内容については少し見直しをしておりますが、資料6-5の7ページを御覧いただけますでしょうか。2の(1)の同種施設の管理運営実績、次の基準により採点するとしておりまして、まず、アが一番点数の高い評価になるのですが、10ヘクタール以上、10ヘクタールを超える都市公園の管理運営実績ということで、総合公園が10ヘクタールから50ヘクタールが標準面積とされておりまして、その管理実績がある場合には5点ということで、規模が小さくなるごとに点数が低くなります。そういった評価を行うことになっております。

あとは、実際に2の(7)の審査項目の中で、どういう計画を提案してくるのか、それをプレゼンテーションの中で、質疑応答の中で確認していくということが考えられるのかなというふうに考えております。

それから、2つ目の民活の資格については、よろしいですか。

【緑公園緑地事務所長】 民活につきましては、指定管理とは異なる制度で、新たな事業手法で、新たな提案を求めるというのが民活の目的になりますので、会社としては重複した形での参加というのは可能とは思われますけれども、民活の趣旨にのっとった提案内容からすると、従来の指定管理と異なるような提案内容で事業を展開していただかないと、採用はできないの

かなと思われます。あくまでそういう条件のもとでの競争ということで、手を挙げていただくことは可能と考えます。

【木下委員】 はい、分かりました。

【石井部会長】 今、その指定管理者だから、ここの民活は応募できませんよということではなくて、それから、逆に、指定管理をしているから有利になるということもなくて、全くフラットな状態でほかの応募者と同じように応募はできるし、採用、不採用を決める、そういうことですよね。

【緑公園緑地事務所長】 はい。

【石井部会長】 今の点に関連してなのですけども、10ヘクタールを超える都市公園、具体的にどんなところがあるのかというのを参考までに教えていただけるとイメージしやすいのですが。

【公園管理課運営調整担当課長】 例えば、蘇我スポーツ公園は運動公園という種別の40ヘクタール以上あり、花見川区の花島公園、千葉公園があります。それから、若葉区にある泉自然公園、これは直営管理ですが、規模からするとそういった公園がございます。

【石井部会長】 昭和の森は何ヘクタールですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 昭和の森は95.8ヘクタールです。先ほど説明が漏れてしまいましたが、資料6-6を御覧いただくと、今回の指定管理に合わせて若干区域を追加するところが出てきています。例えば、太陽の広場、図面中のこの辺りなのですけども、ここに少し突起があると思います。この部分が区画整理で整備された公園でございまして、今回の募集に当たって、来年4月に都市公園として編入することを予定しております。

このような区域編入がほかにもあり、それらの面積が加わります。現時点では、面積を確定できていないので、あくまで予定ということで募集要項には記載しております。

【石井部会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 今の点で、その規模の話と、大規模な公園の管理経験があるから植栽や植生の管理技術がしっかりしている会社かどうかというのは、おおむね連動するのかもしれませんが、必ずしもそうとも言い切れないところもあると思いますので、特にここ、見てのとおり、植栽、植生だらけですので、そこはちゃんと審査のときに審査したほうがいいかなというふうに思いました。

【石井部会長】 その点ですけども、例えば、この提案書様式第7号は、6-3の29ページのところで、提案等を記述してくださいとだけしか書いてないのですけども、それだと幾ら

でも、先ほど言われたように提案はできちゃうと思うのですね、やれるかやれないか根拠を置かなくても。なので、その提案についての根拠となることも裏づけとなるものも記載してくださいとか、あるいはその資料があれば、資料まで出させるのはどうかというのもありますけれども、こういう提案をします、それはこうこうこうだからできるのですよということまで書いてもらったほうが、その審査をするときにも踏み込んでできるのかなというようにちょっと思ったのですが、いかがでしょうか。幸いこのページ数もA4判6枚以内と、たくさんありますので。

【公園管理課運営調整担当課長】　そうですね、そのとおりかと思います。提案内容に加えて、その実現するための具体的な方法と、あとは、願わくはそういった方法で管理をしたことのある実績、そういったところを記載してもらいたいということで修正のほうを検討いたします。

【石井部会長】　そのほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

【観音寺委員】　数値目標、成果指標のところですが、来園者数と受託事業の参加者数ということで、特に参加者数のところは、実態を見る中で、かなり修正したということで、それ自体はいいのかなと思います。そもそも元が3,200人だったのがかなり大き過ぎたのかなというところなので、目標を減らしたからといって実態と離れたら意味はないと思うので、それはいいかなと思うんですが、その人数だけを追っていくというところが、ちょっと今後も含めてどうかと思っています。スポーツ部会でも御指摘させていただきましたが、人がいっぱい来ているとしても、満足度だとか、例えば自分がすごくよかったから友達とか家族を連れていこうと思うのかどうか、また、もう一回行ってみようと思うかどうか、も重要です。イベントごととして鑑賞会とかもそうだと思いますし、太陽の広場で遊んだとか、いろんなパターンがあると思うのですが、今回の業務の中にアンケートというものも入っていますので、目標数値まで行かなくても、その他指標みたいな位置づけで入れていったらどうかと思います。

【緑公園緑地事務所】　都市緑化植物園では、その受託事業でやっている講習会の参加者に対してのアンケートを、基準の中でお願いしているのですよね。例えば、それをセットで受託事業の中で参加者に対してアンケートを実施し、その満足度等の調査を行うこととかという形で、プラスアルファで年度評価の中ではきちんと評価ができるような仕組みにするというのは。

【観音寺委員】　そうですね、いいと思います。やっぱりアンケートを取りましょうよというだけこの基準に書いてあるのではなくて、何で取るのかという話とか、そこの意識というか、やっぱりいろんな御意見出てくると思います。今回トイレもかなりきれいになっていたのも、

その前は、トイレが汚いとかあったからなのかなと思いますので、このあたりをただ取って終わりというよりは、その目標の部分等々を踏まえながら入れていったほうが実効性があるのではないかなというところでの提案です。

【公園管理課運営調整担当課長】　ありがとうございました。

【石井部会長】　今の数値目標のところに関連しての質問というか、意見なのですが、補足資料の2を使ってお話しいただいたときに、市からの受託事業の参加者数で、管理運営の基準の規定回数をほぼ満たした令和4年の実績値を根拠とし500人としたということなのですが、受託事業の規定回数は、この6-2の18ページ、ア、受託事業によると、自然観察会は12回、親子たんぼは3回でそれぞれ令和4年に出しているんですが、カタクリ鑑賞会、4回が規定回数ですよ。だけれども令和4年だと2回ですから、それでほぼ満たした令和4年の実績と言っていいのかという疑問と、じゃ、これが4回やっていたらこの倍でカウントすべきじゃないのかという気もしますし、それから、令和2年が3回で585人で、1回当たり195人、ここはかなり多いのですが、何かこのときだけ参加者数が多かった理由とかあるのでしょうか、特にはないのでしょうか。

【緑公園緑地事務所】　カタクリ鑑賞会は3月ごろの開催ですが、4回開催の中で、雨天になってしまうと、どうしても中止になってしまうという経緯があります。今回、確かに実際に2回だけでも、どうかという意見は中でありました。ただ、やはり屋外でやっているものだと、天候の影響による開催ができるかどうかの問題はある。そのときにマックスで見ているのかなというところも実は今回の課題として、その数値の適正さというのは、今までも委員会の中で適正な数値を設定してくださいというような御意見をいただいた中で、どれが適正なのだろうと実はかなり悩んでいます。そのマックスの人数を算出した中で設定する方法も考えたのですが、やはり天候の影響を受けやすい屋外でのイベントということで、現状一番その実施回数が近い令和4年度にプラス目標数値で500に設定しようという話になりました。

あともう一点ですが、資料6-2の18ページの、受託事業の表の下のところなのですが、回数が満たさなかった場合に、受託事業に相当するものを積極的に提案して代わりにやってくださいということが書かれています。これは、アの表の上の部分にも追加でやることができますよというものを設けました。それによって、雨天とかそういうもので開催できなかった場合に、それに代わるものを企画していただいて、この成果指標に反映させることができないかなということを考えております。

【観音寺委員】　ホタルの観賞会は人数が多かったから、それをなくしたから500という数字

になったのですね。

【緑公園緑地事務所】　そうです、はい。今回のポイントは、やはりボランティアさんと共同で、啓発普及のための取組としての講習会とか教室の参加者というところに限定をしました。今年度もそうなのですが、ボランティアさんと共同でのホタルの観賞会で教育的なアプローチというのをやっていなくて、本当に見ていただく会になってしまっていますなので、そこが人数が増えて満足というのは、やはりちょっと違うな。ゲンジボタルって昭和の森では自然に発生しているもので、それを見てもらうために人を集めて、それが成果ですというのと、じゃ、なぜあそこでゲンジボタルを見てもらうのかという趣旨がちょっとずれている。なので、今回は、ホタルを見てもらうというその人数だけのカウントは成果指標からはずれるということで、外しています。

【観音寺委員】　先ほどと似ちゃうのですが、その人数を追っていくという考え方だと、それこそやろうと思っても全部雨で中止でした、代替案もできませんでしたというところゼロパーセントになってしまいますし。ただ、そのときに、事業者のほうは、雨だったからしょうがないでしょうで終わっちゃうわけじゃないですか。むしろ、何を学ばせたかだとか、どれぐらいの市民の意識が向上したかだとか、いわゆるアウトプットじゃなくてアウトカムという考え方だと思うので、どういう成果が生まれたのかというところを追っていくべきだと思います。そのホタル観賞会を外したのは、結構ざっくりな人数の感じだった覚えがあるので、それはそれでいいのですが、ではカタクリと親子たんぼと自然観察、親子たんぼなんかはちょっと参加者が大事なという気はしなくもないのですが、来園者数をはかっているんで、人数を追っていただけじゃないほうがいいんじゃないかなという気はします。

【石井部会長】　あとは、例えば、その人数でやるとしたときに、雨天で中止だった場合には、その分を引きますよとか、あるいは参加人数の1回ごとの平均人数で何人以上とか、そんなふうな形でやれば、雨とかでできなかったときの、指定管理者の責任じゃなくてできなかったときのものは除いてカウントできるような工夫を何かあるといいのかもしれないなと。

【緑公園緑地事務所】　あとは1点、その自然観察会の中でも、屋外でなくて屋内でできるような観察会、工作的なもの、要は園内で採れた派生物を使った、それを観察しながら何かクラフトしてみようみたいな取組なんかはあるのですね。なのでそこは、もしかしたらその晴れた場合と雨天の場合のプログラムというようなことを用意してもらえることでの解決も可能性としてはあるのかなと思います。そこを含めて、もう一回この人数的なものをどういうふうに捉えるかというのは、後で再度御提示したいなと思います。

【石井部会長】 はい、お願いします。

いかがでしょうか。

【望月委員】 質問になりますが、資料6-1の20ページのところで、運営費の上昇として避難所等の運営が御説明にあったと思います。具体的にどういったところに費用がかかるとして見込んでいるのか、教えていただきたいと思いました。そして、資料6-2の16ページ、17ページを見ても、災害時対応を指定管理者に求めているのですけれども、具体的に評価するときに、どこで評価すれば良いのか分からなかったのも、そのあたりを教えていただければと思います。災害用に何か設備をつけるとか、そういうことではないのでしょうか。

【緑公園緑地事務所】 リスク分担のところですね。リスク分担のところというのは、特に評価というよりかは、この基準の中とか協定の中にないことが発生したときに、どっちが責任を持って、どっちが費用を負担するのかということを取り決めた表です。ちなみに、ここでいうところの避難所等の運営に伴って運営費が上がった場合だと、ちょっと昭和の森は違うのですが、例えば、体育館なんかで、そのまま避難所として一月閉めちゃうというときの利用料金の補填であったりとか、そのときに指定管理者のほうから何らかの人件費の持ち出しがあったりとか、そういう場合などは、千葉市が危機管理部門や防災部門の避難所運営の費用の中で見合うというような、一応ルールが庁内にあります。

【望月委員】 それは今、よくわかりました。

資料6-2の17ページ辺りは、例えば施設を災害時の拠点として運用できるように日頃から連絡網をきちんと整備するなど、そのあたりの点は申請書の中のどこかに書かれているのでしょうか。

【緑公園緑地事務所】 それは、どちらかというと、市のほうから、これはここに連絡先を記載してくださいなどというのが、年間で調査とか、そういうのが来るので、そこに協力してくださいという意味合いが強いと思います。千葉市の危機管理課ですとか、千葉県のほうから直接連絡が来る場合もあるので、そのときの連絡先とか、そういうのを確認をしてきちんと把握しておいてくださいというような意味合いが強いです。

【望月委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石井部会長】 資料6-1の5ページの指定管理外の業務、土日、年末年始の電話対応とかいう部分ありますけれども、ここは別途、業務委託で発注するということなので別の費用が発生して、それは市の基準があって、市の基準で支払いをするということでしょうか。

【緑公園緑地事務所】 はい、そのとおりです。今現在も一者随契という形で、土日、向かい

に指定管理者の事務所があって人が配置されていますので、従来だと警備会社とかそういうところをお願いをするのですけれども、それをそのままそっちにお願いして、問合せ、緑区内の公園についてとか街路樹についてこういう問合せがありましたというような、市民の方からの電話とか、窓口に来られた方の対応をしていただいて、記録を取ってもらって、月曜日に事務所に報告してもらおうというような業務があります。それを別で、市の仕様に沿ってやっていただくということで契約を締結させていただいています。

【石井部会長】 それから、資料6-2の8ページのところで御説明のあった駐車場の件ですけれども、条例が改正されるので年末年始も含めて通年で使用できるようになるということでしたけれども、時間について、開場時間が8時半から5時半ということになっていますが、これを例えば、夏場の早朝とか夕方とか使えるようにするというのはいかがなのでしょう。以前のように、人が管理して対応していたら人件費が増えてしまうので指定管理者の負担になってしまうわけですが、今回、機械式になっているので、利用時間を長くして使ってもらえば使ってもらうほど収入の増えるわけです。そうすると、それを積極的に求めていってもいいのではないかなと。早朝、犬の散歩とか、ランニングとか、夕方とか、利用されている近所の方はいらっしゃると思うので、近所の人は歩いて来れるけれども、遠方の人は車で来て利用するとかということも積極的に求めていってもいいのかなと思ったのですけれども、この辺はいかがなのでしょう。

【緑公園緑地事務所】 条例上の手続としては、そういう時間外での供用というのは可能です。おっしゃるとおり、特に今の時期なんかは、季節のいい春先とか秋口に早朝、朝方とかお散歩とかランニングされている方がいらっしゃるのですけれども、気温が上がってからはたっと同じ時間帯はやはり使っていらっしゃらないで、恐らく近所の方は、もっと早い時間にいらっしゃっている。ただ犬の散歩、車でいらっしゃっている方って一定数いるのです。そういう方たちは当然、駐車場が開いてないので来れないねとなっちゃっている可能性はあると思うのです。なので、そこは施設貸出しのところか、その施設の説明のところなどに少し一文书いて、そういう季節変動による、特に夏季の早朝、夕方の駐車場の延長について積極的に考えてください、というような一文を書くのは、市民サービスの上でも非常に効果の高い取り組みかなと思っていますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

【石井部会長】 そのほかいかがでしょう。

はい、どうぞ。

【関根委員】 少しずつ教えていただきたいのですけれども、まず6-1の15ページの一番下

の指定管理料についての先ほどの御説明の中で、5億1,500万円という話をいただきまして、前回より3,800万増えているというお話だったと思うのですが、その増加した理由というのを教えていただけますか。

【公園管理課運営調整担当課長】 今回その5年間の実績をにらみながら、昭和の森の管理運営上、追加で必要な経費ということで、説明の中では触れたのですが、キャッシュレス対応というのもあるんですが、多くは物価上昇と、あとはその園地管理に関する追加経費のほうになります。具体的には芝刈りの回数を増やしていたりだとか、あとは、当然そういうことをすれば植物系ごみが発生するので、そういう処分費を追加で見えていたりとか、あとはトイレの清掃回数の増加といったようなものがございまして、そういったものを足し込みますと年間当たり3,800万円ほどになります。

【関根委員】 ありがとうございます。

私もキャッシュレス対応の費用が負担が増えるので、その部分が入っているのかと、あと、この6-1の23ページの回数とかの表がありますが、清掃とかの回数の表が追加されたとちょっと御説明の中であつたので、そこは前よりも強化してほしいという位置づけだと思ったので、そこに対する費用も絶対増加すると思ったので、そこを考えていただけているのかというところをお聞きしたかったので、そちらは分かりました。

あともう一点、そのビジョンでいう使っていただく施設を求めているということで、先ほどからお聞きしている受託事業でそういう活性化を求めているのかなというのがちょっと伺えるのですが、その際の指定管理者の費用負担というのは、増加する可能性というのはないのかをお聞きしたいところです。人件費ですとか、その辺りが少し考えられるのかなというふうに個人的には思うのですが、その辺りを指定管理者がちゃんと審査のときに考えておられるかどうかということを審査対象にしておいたほうがいいのかと思ったので、どうなのかなというふうに感じています。

【緑公園緑地事務所】 基本的に昭和の森での利用料金収入の核となるものが、やはり駐車場の利用料金収入になっています。利用者を積極的に広報発信することで呼んでもらうということを今回、結構大きな要にして、実際どういうふうに広報をして、どういうふうにやっていくのかということを積極的に提案して、やってくださいというようなことを言っています。そのときに、かなりの数増えてくると、今年度の年度評価のときにも御報告しましたがけれども、やはり人数が減るというのは駐車場を利用する方たちが減ってしまっていて、それがそのまま利用料金に直結して収入が減るという流れになっています。人件費等は増額分というのは確保し

ているのですけれども、やはりそれプラス、その駐車場を使っていただく方たちを増やしていただいて、そこを経費に充てていただきたいというような考えで今回はやっています。

【関根委員】 それは、受託事業で回収できなかった場合は、施設管理者に求めるみたいなこともおっしゃっていたので、そうするとやっぱり指定管理者のほうでその辺りの費用負担というのが出てくるのかなというのが、ちょっと思いまして、そうすると、そこに充てる部分もある程度考えておいてもらわないと、やっぱり資金ショートしてしまったりとかいうことになるのかなというのがちょっと気になったので、聞かせていただきました。

あともう一点だけ、すみません、先ほどから少し出ています6-5の4ページ、審査の指定の基準の点数で、2番の(7)が25点で新たに追加をされたというお話を聞かせていただいたのですけれども、ここについて、考えたものをちょっと聞かせていただきたいなと。大きな点数なので、どうやって配点を考えたらいいいのかというところを聞かせていただければと思います。

【緑公園緑地事務所】 資料6-5の8ページから9ページなのですが、ここに2の(7)の園地・植栽管理の考え方、その配点の考え方について記載をさせていただいています。基本的な点数としては、その募集要項とか管理運営の基準に記載されています回数をちゃんとやりますよというふうに提案書の中に書いていただいている場合は基礎点の12が入ることになっています。プラス、それよりもさらに、例えば回数が多いとかで、それについて具体的にいろんな、こういうことができます、こういうことができますとかという提案がされているものが加点して18点で、実際に自社のノウハウなんかより具体的にあって、実際、我々はこのところで、こういう機材を使って、こういう管理をしていますので、それについて実現可能性も含めて、実績がある、さっき御意見いただきましたけれども、そこに本当にその知識や技術というものがあるのかどうか、実現ができるのかどうかということがその提案書の中に落とし込めていけば25点を配点して、加点して採点するという形で、まさにいただいた、ただ書いていただけではなくて、それが実現できるのかどうかというところをこの提案内容で少し判断をして点数を分けたいというふうに考えております。

木下先生、もしこの内容の中で、もうちょっと見るべきところを、もうちょっとこういう部分を加えたほうが良いというような御意見があったら、ぜひいただけたらなと思っております。

【木下委員】 そういう技術者がいるかどうかというところが本当は分かると一番いいですね。

【緑公園緑地事務所】 はい。

【関根委員】 ありがとうございます。

【観音寺委員】 すみません、先ほどの数字で聞きそびれたのですけれども、指定管理料の話、3,800万円というのは年ですか。

【緑公園緑地事務所】 年間です。

【観音寺委員】 年間3,800万円増。

【緑公園緑地事務所】 上がりました、はい。

【観音寺委員】 よくそんな取れましたね。今、計算していて、そうすると5億1,500万で、5年だと1年で1億300万ですよ。前までは3億2,600万ぐらいの委託料だったのが、一気に5億1,500万、60%増ですか。

【緑公園緑地事務所】 約1.5倍以上という感じになっております。

【観音寺委員】 すごいことですよ。私は5年間で3,800万だと思っていたので、年間3,800万だと、普通に1億ぐらいですよ、5億1,000万ということは。

【緑公園緑地事務所】 はい。

【観音寺委員】 6,500万だったのが1億300万。頑張ったのですね。

【木下委員】 そこは参考までに、どのようなアピールをされたのですか。全然足りないという話なのか、やっぱり状況が変わってきて、いろいろ倒れたりとか、そういう管理が今必要になってきているということなのか、その辺を。

【緑公園緑地事務所】 もともとの、当初5年前の積算の根拠に対して、今何が不足しているかというのは、数値とか実績とかを積み上げていた上で説明をしています。その中で新しい状況なんかだとキャッシュレスもそうですし、今回、イノシシ対策のための山林部のやぶ刈りというのも入っています。そういうふうに変ったことによって必要となった経費というのも、実際の被害状況ですとか、今年も既に6件ほどイノシシが園内に出ていますので、やっぱり2年、3年も当初からイノシシの話って出ていて、一回住宅地のほうで大量にイノシシが捕まって、一回減ったのですよね。それが徐々に増えてきて、今年またぐっと増えてきているので、それをなくすためにも、公園内、ちょっとイノシシにとって居心地悪くするための経費とか、そういうものは載せています。やはり実際に数値的なものをきちんと積み上げていかないと、お金を取れない、予算も確保できないので、そこはきちんとした根拠と、その積算で、これだけの経費がかかりますというのを全部一つ一つ積み上げていって、財政と協議を進めています。

【観音寺委員】 実際これだけ、4,000万近く増やすとなると、何かそこらをうたったりして

いる部分というのは特にはないじゃないですか。管理手法は、そんなに変わっていないと思っていて、何かそれは提案とか、4,000万近い、年間という、過去の公募状況を見ればすごい増えていると分かった事業者からすると、そのあたりどこを求められているとかというのが分かるのですかね。

【木下委員】 そこを指定管理者の方に伝えたいですよ。これだけ増えたのだから、そこをよりしっかりやってくれという話を。

【観音寺委員】 キャッシュレスは、銀行だからあれなのですけれども、大して金かからないのですよ。カード機なんて、銀行は無料で置きますから、QRコードなんて別に、印刷するだけです。キャッシュレスは正直、金がかからないと思う。当然、管理はイノシシ対策とか、清掃も視察させていただいて、大変な広さだなというのはつくづく感じましたけれども、例えば菖蒲のところなんかは今、悲しい状況になっているので、そこを例えばしっかりとやってほしいとか、そういう、特に書いてないわけじゃないですか。何かこの額で何をするというのがちょっと伝わるのかなという、やや懸念があります。

【緑公園緑地事務所】 そこですけれども、資料6-1の2ページですね。ここにもありますけれども、今後、一応8月21日予定で募集要項等に関する企業さん相手の説明会というのがあります。その中で、当然、現在の指定管理の委託料と今後の提案額の差異と、我々が何を求めているのかということというのは、ここで直接的に説明の中で、具体的にこういうことをやってほしいということはお伝えした上で、提案をいただくというふうになっていますので。

【観音寺委員】 そこでしっかり説明して。

【緑公園緑地事務所】 はい、そこはもう気合を入れて説明します。

【関根委員】 すみません、ちょっと。全然関係ないですけれども、受託事業のときに、視察したときにキッチンカーをよく出されるという話をされていました。あれは市のほうからのあれですか。

【緑公園緑地事務所】 あれは受託事業ではなく自主事業になりまして、市民の方から軽食を売ってほしいという要望の中で、実施いただいています。

【関根委員】 あれは自主事業の中に入るのですね。

【緑公園緑地事務所】 はい。

【関根委員】 ありがとうございます。

【石井部会長】 そのほかいかがでしょうか。

【木下委員】 じゃ、すみません、1点だけ。今、観音寺さんとも話していたのですが、6-

2の34ページのところに事業評価モニタリングの業務として利用者アンケートが挙げられていますけれども、先ほど言われていたように、量的な指標だけでなく、ちゃんと質とかアウトカムの成果評価をちゃんとやっていくべきだということを考えたときに、多分既にやられていると思うんですが、このアンケートの中で、施設利用の満足度ですとか、また来てみたいとか、そういう思いとか、何かそういうのを質問に入れて、指定管理者が交代になっても、ずっと継続して、市と相談することというふうに項目はなっていますので、何か継続的に同じ質問を入れていただいて、ゆくゆくはこういった成果指標とか数値目標の評価にも使えるような質問にしていけるといいなというふうに、ちょっと思いました。

以上です。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい、検討させていただきます。

【石井部会長】 そのほかよろしいでしょうか。

皆様ありがとうございました。

それでは、事務局は、これまでに出了した意見、これを募集要項等に反映させるようお願いいたします。

なお、修正内容の調整については、私と事務局のほうに御一任いただければと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【石井部会長】 それでは、以上で、議題(1)昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてを終わります。

本日の議事は終了しましたので、令和6年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を閉会いたします。

事務局にお返しいたします。

【都市総務課長補佐】 ありがとうございました。

ここで、公園緑地部長の小川からお礼の挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

【公園緑地部長】 小川でございます。本当に、本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。ぜひ、いただきました御意見を反映して、しっかりと募集要項、並びに水準等をつくり上げて、適切な施設の管理、さらにはより魅力的な公園運営ができるように努めてまいりたいと思います。

本日は本当にお忙しい中、ありがとうございました。

【都市総務課長補佐】 本日の会議はこれにて終了させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

午後 3時27分 閉会